

令和元年11月22日提出

令和元年11月市議会定例会

説明書・参考

〔 報告第19号
議案第73号～議案第83号 〕

島 田 市

説 明 書

報告第19号 専決処分¹の報告について（島田市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例）

令和元年6月に公布された成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）の施行に伴い、関連する6条例の地方公務員法を引用する条文について整理するものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第73号 島田市議会議員及び島田市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について

平成29年6月に公布された公職選挙法の一部を改正する法律（平成29年法律第66号）の施行を受け、島田市議会議員の選挙における選挙運動用ビラの作成費用を公費負担の対象とするため、条例の一部を改正し、公布の日から施行しようとするものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第74号 島田市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について

市政への市民参画の促進及び公正で透明な開かれた市政の推進に資することを目的として島田市附属機関等に関する指針を令和2年4月1日から施行することに伴い、公務災害補償等認定委員会及び公務災害補償等審査会の委員の任期を3年から2年に変更するため、条例の一部を改正し、令和2年4月1日から施行しようとするものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第75号 島田市過疎地域における固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について

平成31年3月に定められた山村振興法第14条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令（平成31年総務省令第44号）の施行に伴い、特例の対象となる川根地区の固定資産の取得期間を延長するため、条例の一部を改正し、公布の日から施行しようとするものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第76号 島田市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について

令和元年6月に公布された災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第27号）及び同年7月に公布された災害弔慰金の支給等に関する法律施行令及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令の一部を改正する政令（令和元年政令第61号）の施行に伴い、災害援護資金の貸付けに関する償還金の支払猶予、償還免除の対

象範囲等について必要な改正を行うとともに、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するための委員会を設置するため、条例の一部を改正し、公布の日から施行しようとするものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第77号 島田市下水道条例の一部を改正する条例について

令和元年6月に公布された成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が施行されることなどを受け、排水設備指定工事店の指定に関する成年被後見人等に係る欠格条項等を見直すため、条例の一部を改正し、公布の日から施行しようとするものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第78号 島田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について

令和元年6月に公布された成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が施行されることなどを受け、消防団員の成年被後見人等に係る欠格条項の削除等をするため、条例の一部を改正し、公布の日から施行しようとするものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第79号 島田市水道事業の設置等に関する条例及び島田市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第1条第2項の規定により、令和2年4月1日から公共下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用するため、関連する2つの条例を一括して改正し、令和2年4月1日から施行しようとするものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第80号 島田市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

診療科名のうち放射線科を放射線診断科、放射線治療科に改めるとともに、令和3年春に開院予定の新病院の名称を島田市立総合医療センターにするため、条例の一部を改正し、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において企業管理規程で定める日から施行しようとするものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第81号 指定管理者の指定について（島田市こども館）

島田市こども館の指定管理者の指定期間が令和2年3月31日をもって満了することに伴い、次期の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第82号 指定管理者の指定について（島田市川根介護予防拠点施設）

島田市川根介護予防拠点施設の指定管理者の指定期間が令和2年3月31日をもって満了することに伴い、次期の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第83号 指定管理者の指定について（しまだ音楽広場）

しまだ音楽広場の指定管理者を新たに指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

参考は、別紙のとおりです。

目 次

報告第19号	専決処分の報告について（島田市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例） ◇新旧条文対照表 -----	1
議案第73号	島田市議会議員及び島田市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について ◇新旧条文対照表 -----	5
議案第74号	島田市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について ◇新旧条文対照表 -----	7
議案第75号	島田市過疎地域における固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について ◇新旧条文対照表 -----	9
議案第76号	島田市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について ◇新旧条文対照表 -----	11
議案第77号	島田市下水道条例の一部を改正する条例について ◇新旧条文対照表 -----	13
議案第78号	島田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について ◇新旧条文対照表 -----	17
議案第79号	島田市水道事業の設置等に関する条例及び島田市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について ◇新旧条文対照表 -----	19
議案第80号	島田市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について ◇新旧条文対照表 -----	25
議案第81号	指定管理者の指定について（島田市こども館） ◇指定管理者に指定しようとする団体の概要及び評価票 -----	37

議案第82号 指定管理者の指定について（島田市川根介護予防拠点施設）
◇指定管理者に指定しようとする団体の概要及び評価票 ----- 39

議案第83号 指定管理者の指定について（しまだ音楽広場）
◇指定管理者に指定しようとする団体の概要及び評価票 ----- 41

新 条 文

○島田市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（第1条関係）
（失職の例外）

第5条 法第16条第1号に該当するに至った職員のうち、その者の罪が過失によるものであり、かつ、禁錮の刑に処せられ刑の執行を猶予された者については、任命権者が情状を特に考慮する必要があると認めた場合に限り、その職を失わないものとする。

2 省略

○島田市職員の給与に関する条例（第2条関係）
（期末手当の支給制限）

第17条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

(1) 省略

(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員

(3) 省略

(4) 省略

○島田市職員等の旅費に関する条例（第3条関係）
（旅費の支給）

第3条 省略

2 省略

3 職員が前項第1号の規定に該当する場合においては、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号又は第29条第1項各号に掲げる事由により退職等となった場合には、前項の規定にかかわらず、同項の旅費は、支給しない。

4

5 省略

6

○島田市職員の退職手当に関する条例（第4条関係）
（懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限）

第12条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退

対 照 表

旧	条	文
<p>○島田市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（第1条関係） （失職の例外）</p> <p>第5条 法第16条第2号に該当するに至った職員のうち、その者の罪が過失によるものであり、かつ、<u>禁錮</u>の刑に処せられ刑の執行を猶予された者については、任命権者が情状を特に考慮する必要があると認めた場合に限り、その職を失わないものとする。</p> <p>2 省略</p>		
<p>○島田市職員の給与に関する条例（第2条関係） （期末手当の支給制限）</p> <p>第17条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員（<u>法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。</u>）</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 省略</p>		
<p>○島田市職員等の旅費に関する条例（第3条関係） （旅費の支給）</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 職員が前項第1号の規定に該当する場合においては、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第16条第2号から第5号まで</u>又は第29条第1項各号に掲げる事由により退職等となった場合には、前項の規定にかかわらず、同項の旅費は、支給しない。</p> <p>4</p> <p>5 省略</p> <p>6</p>		
<p>○島田市職員の退職手当に関する条例（第4条関係） （懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限）</p> <p>第12条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退</p>		

職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者) に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 省略

(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職又はこれに準ずる退職をした者

2 省略

3 省略

○島田市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（第4条関係）

（退職手当）

第15条 省略

2 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る退職手当の全部又は一部を支給しないこととすることができる。

(1) 省略

(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職をした者

(3) 省略

3

） 省略

8

○島田市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（第4条関係）

（退職手当）

第17条 省略

2 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る退職手当の全部又は一部を支給しないこととすることができる。

(1) 省略

(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職をした者

(3) 省略

3

） 省略

8

職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者) に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 省略

(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職 (同法第16条第1号に該当する場合を除く。) 又はこれに準ずる退職をした者

2 省略

3 省略

○島田市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例 (第4条関係)

(退職手当)

第15条 省略

2 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る退職手当の全部又は一部を支給しないこととすることができる。

(1) 省略

(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職 (同法第16条第1号に該当する場合を除く。) をした者

(3) 省略

3

4 省略

8

○島田市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例 (第4条関係)

(退職手当)

第17条 省略

2 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る退職手当の全部又は一部を支給しないこととすることができる。

(1) 省略

(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職 (同法第16条第1号に該当する場合を除く。) をした者

(3) 省略

3

4 省略

8

新 条 文

(趣旨)

第1条 この条例は、公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「法」という。)第141条第8項、第142条第11項及び第143条第15項の規定に基づき、島田市議会議員及び島田市長の選挙における法第141条第1項の自動車(以下「選挙運動用自動車」という。)の使用、法第142条第1項第6号のビラ(以下「選挙運動用ビラ」という。)の作成及び法第143条第1項第5号のポスター(以下「選挙運動用ポスター」という。)の作成の公費負担に関し必要な事項を定めるものとする。

(選挙運動用ビラの作成の公費負担)

第7条 候補者は、第10条に規定する額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。

(選挙運動用ビラの作成に係る公費の支払)

第9条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき、当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が7円51銭を超える場合には、7円51銭)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数(島田市議会議員又は島田市長の選挙の一部無効による再選挙については、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第132条の7第1項の表法第142条第1項第6号のビラの数に定める枚数。以下同じ。)の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。)を、第7条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

対 照 表

条例

旧 条 文

(趣旨)

第1条 この条例は、公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「法」という。)第141条第8項、第142条第11項及び第143条第15項の規定に基づき、島田市議会議員及び島田市長の選挙における法第141条第1項の自動車(以下「選挙運動用自動車」という。)の使用、法第142条第1項第6号のビラ(島田市長の選挙に限る。以下「選挙運動用ビラ」という。)の作成及び法第143条第1項第5号のポスター(以下「選挙運動用ポスター」という。)の作成の公費負担に関し必要な事項を定めるものとする。

(選挙運動用ビラの作成の公費負担)

第7条 候補者(島田市長の選挙の場合に限る。)は、第10条に規定する額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。

(選挙運動用ビラの作成に係る公費の支払)

第9条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき、当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が7円51銭を超える場合には、7円51銭)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数(島田市長の選挙の一部無効による再選挙については、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第132条の7第1項の表法第142条第1項第6号のビラの数に定める枚数。以下同じ。)の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。)を、第7条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

議案第74号 参 考

新 旧 条 文

例規名 島田市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例

新 条 文

(認定委員会)

第4条 省略

2 省略

3 省略

4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5

6 省略

10

(審査会)

第19条 省略

2 省略

3 省略

4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5

6 省略

10

対 照 表

旧 条 文
<p>(認定委員会)</p> <p>第4条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 省略</p> <p>4 委員の任期は、<u>3年</u>とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>5</p> <p>6 省略</p> <p>10</p>
<p>(審査会)</p> <p>第19条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 省略</p> <p>4 委員の任期は、<u>3年</u>とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>5</p> <p>6 省略</p> <p>10</p>

新 条 文

(特例適用の範囲)

第2条 この条例の規定による特例の対象となる固定資産は、過疎地域の区域内において、法第2条第2項の規定による公示の日（以下「公示日」という。）から令和3年3月31日までの間に、青色申告書を提出する個人又は法人が、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第1項の表の第1号の第2欄又は第45条第1項の表の第1号の第2欄に掲げる事業の用に供する設備で同法第12条第1項の表の第1号の第3欄又は第45条第1項の表の第1号の第3欄の規定の適用を受けるものであって、取得価額の合計額が2,700万円を超えるもの（以下「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した場合の当該特別償却設備である当該家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（公示日以後において取得したものに限り、かつ、土地についてはその取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）とする。

対 照 表

旧 条 文
<p>(特例適用の範囲)</p> <p>第2条 この条例の規定による特例の対象となる固定資産は、過疎地域の区域内において、法第2条第2項の規定による公示の日（以下「公示日」という。）から平成31年3月31日までの間に、青色申告書を提出する個人又は法人が、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第1項の表の第1号の第2欄又は第45条第1項の表の第1号の第2欄に掲げる事業の用に供する設備で同法第12条第1項の表の第1号の第3欄又は第45条第1項の表の第1号の第3欄の規定の適用を受けるものであって、取得価額の合計額が2,700万円を超えるもの（以下「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した場合の当該特別償却設備である当該家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（公示日以後において取得したものに限り、かつ、土地についてはその取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）とする。</p>

議案第76号 参 考

新 旧 条 文

例規名 島田市災害弔慰金の支給等に関する条例

新 条 文

目次

第1章 省略

第2章 省略

第3章 省略

第4章 省略

第5章 災害弔慰金等支給審査委員会（第16条）

第6章 補則（第17条）

附則

（償還等）

第15条 省略

2 省略

3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

第5章 災害弔慰金等支給審査委員会

第16条 弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、島田市災害弔慰金等支給審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、委員5人以内で組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 医師

(2) 弁護士

(3) 学識経験者

(4) 市の職員

(5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

第6章 省略

（委任）

第17条 省略

対 照 表

旧 条 文

目次

第1章 省略

第2章 省略

第3章 省略

第4章 省略

第5章 補則 (第16条)

附則

(償還等)

第15条 省略

2 省略

3 償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から第11条までの規定によるものとする。

第5章 省略

(委任)

第16条 省略

新 条 文

(排水設備の接続方法等)

第4条 排水設備の新設、増設又は改築（以下「新設等」という。）を行おうとするときは、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 省略

(2) 省略

(3) 汚水を排除すべき排水管の内径及び勾配は、市長が特別の理由があると認めた場合を除き、別表第1に定めるところによるものとし、排水きよの断面積及び勾配は、同表の左欄に掲げる排水人口の区分に従いそれぞれ同表の中欄に掲げる排水管の内径及び同表の右欄に掲げる排水管の勾配と同程度以上の流下能力のあるものとする。ただし、一の建築物から排除される下水の一部を排除すべき排水管で延長が3メートル以下のものは、内径を75ミリメートルとし、かつ、勾配を100分の3以上とすることができる。

(4) 省略

(指定工事店の指定)

第10条 市長は、前条の規定により指定の申請をしたものが次の要件のいずれにも適合していると認めるときは、指定工事店として指定しなければならない。

(1)

ㄱ 省略

(3)

(4) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 工事業者（法人にあつては、代表者。以下この号において同じ。）が破産手続開始の決定を受けて復権を得ないものであること。

イ 工事業者が責任技術者としての登録を取り消されてから2年を経過しないものであること。

ウ

ㄱ 省略

オ

カ 工事業者が精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないものであること。

2 法人が前条の規定による申請をした場合において、法人の役員に前項第4号アからカまでに該当する者がいるときには、市長は、当該法人を指定工事店として指定しないものとする。

3 省略

対 照 表

旧	条	文
		(排水設備の接続方法等)
第4条		排水設備の新設、増設又は改築（以下「新設等」という。）を行おうとするときは、次に掲げる事項を守らなければならない。
	(1)	省略
	(2)	省略
	(3)	汚水を排除すべき排水管の内径及び <u>こう配</u> は、市長が特別の理由があると認めた場合を除き、別表第1に定めるところによるものとし、排水きよの断面積及び <u>こう配</u> は、同表の左欄に掲げる排水人口の区分に従いそれぞれ同表の中欄に掲げる排水管の内径及び同表の右欄に掲げる排水管の <u>こう配</u> と同程度以上の流下能力のあるものとする。ただし、一の建築物から排除される下水の一部を排除すべき排水管で延長が3メートル以下のものは、内径を75ミリメートルとし、かつ、 <u>こう配</u> を100分の3以上とすることができる。
	(4)	省略
		(指定工事店の指定)
第10条		市長は、前条の規定により指定の申請をしたものが次の要件のいずれにも適合していると認めるときは、指定工事店として指定しなければならない。
	(1)	省略
	(2)	省略
	(3)	省略
	(4)	次のいずれにも該当しないこと。
	ア	<u>工事業者（法人にあつては代表者）が成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者であつて復権を得ないものであること。</u>
	イ	<u>工事業者（法人にあつては代表者）が責任技術者としての登録を取り消されてから2年を経過しないものであること。</u>
	ウ	省略
	エ	省略
	オ	省略
2		法人が前条の規定による申請をした場合において、法人の役員に前項第4号アからオまでに該当する者がいるときには、市長は、当該法人を指定工事店として指定しないものとする。
3		省略

(指定の辞退及び異動の届出義務)

第13条 指定工事店は、第10条第1項第1号から第3号までの要件を欠くこととなったとき、同項第4号ア若しくはカに該当することとなったとき(法人にあっては、当該法人の役員が同号ア又はカに該当することとなったときを含む。)、又は指定工事店としての営業を廃止し、若しくは休止しようとするときは、規則で定めるところにより、直ちに、市長に届け出なければならない。

2 指定工事店は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、規則で定めるところにより、速やかに、市長に届け出なければならない。

(1) 省略

(2) 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地。以下同じ。)を変更したとき、又は住所の表示に変更があったとき。

(3)

↳ 省略

(5)

別表第1 (第4条関係)

排水人口	排水管の内径	排水管の <u>勾配</u>
省略		

別表第2 (第4条関係)

排水面積	排水管の内径	排水管の <u>勾配</u>
省略		

(指定の辞退及び異動の届出義務)

第13条 指定工事店は、第10条第1項第1号から第3号までの要件を欠くこととなったとき、同項第4号アに該当することとなったとき、又は指定工事店としての営業を廃止し、若しくは休止しようとするときは、規則で定めるところにより、直ちに、市長に届け出なければならない。

2 指定工事店は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、規則で定めるところにより、速やかに、市長に届け出なければならない。

(1) 省略

(2) 住所（法人にあっては主たる事務所の所在地。以下同じ。）を変更したとき、又は住所の表示に変更があったとき。

(3)

↳ 省略

(5)

別表第1（第4条関係）

排水人口	排水管の内径	排水管のこう配
省略		

別表第2（第4条関係）

排水面積	排水管の内径	排水管のこう配
省略		

新 条 文

(欠格条項)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。

(1) 省略

(2) 第7条の規定により懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

(3) 省略

(分限)

第6条 省略

2 団員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その身分を失う。

(1) 前条各号(第2号を除く。)のいずれかに該当するに至ったとき。

(2) 省略

(懲戒)

第7条 任命権者は、団員が次の各号のいずれかに該当する場合には、これに対し、懲戒処分として戒告、停職又は免職の処分をすることができる。

(1) 消防に関する法令又は条例若しくは規則に違反した場合

(2) 省略

(3) 省略

2 省略

第12条 団員は、消防団の正常な運営を阻害し、又は著しくその活動を低下させる等の集団的行動を行ってはならない。

対 照 表

旧	条	文
		(欠格条項)
		第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。
		(1) <u>成年被後見人又は被保佐人</u>
		(2) 省略
		(3) <u>第7条の規定により免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</u>
		(4) 省略
		(分限)
		第6条 省略
		2 団員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その身分を失う。
		(1) 前条各号 (<u>第3号を除く。</u>)のいずれかに該当するに至ったとき。
		(2) 省略
		(懲戒)
		第7条 任命権者は、団員が次の各号のいずれかに該当する場合には、これに対し、懲戒処分として戒告、停職又は免職の処分をすることができる。
		(1) 消防に関する法令 <u>並びに</u> 条例 <u>又は</u> 規則に違反した場合
		(2) 省略
		(3) 省略
		2 省略
		第12条 団員は、消防団の正常な運営を阻害し、 <u>若しくは著しく</u> その活動を低下させる等の集団的行動を行ってはならない。

議案第79号 参 考

新 旧 条 文

例規名 島田市水道事業の設置等に関する条例及び島田市水道事業職員の給与の種

新 条 文

○島田市水道事業の設置等に関する条例（第1条関係）

島田市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例

（事業の設置）

第1条 省略

2 汚水を適正に排除し、又は処理するため、公共下水道事業を設置する。

（地方公営企業法の適用）

第2条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「令」という。）第1条第2項の規定に基づき、公共下水道事業に法の規定の全部を適用する。

（経営の基本）

第3条 水道事業及び公共下水道事業（以下「上下水道事業」という。）は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

2 省略

3 公共下水道事業の予定処理区域、計画処理人口及び計画下水量は、下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の事業計画において定める予定処理区域、計画処理人口及び計画下水量とする。

（組織）

第4条 法第14条の規定に基づき、上下水道事業の管理者（以下「管理者」という。）の権限に属する事務を処理させるため、都市基盤部を置く。

2 法第7条ただし書及び令第8条の2の規定に基づき、上下水道事業に管理者を置かないものとする。

（重要な資産の取得及び処分）

第5条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない上下水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価額）が2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

（議会の同意を要する賠償責任の免除）

第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第4項の規定により上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。

対 照 表

類及び基準に関する条例

旧	条	文
○島田市水道事業の設置等に関する条例（第1条関係）		
		<u>島田市水道事業の設置等に関する条例</u>
		（水道事業の設置）
第1条	省略	
		（経営の基本）
第2条		水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。
2	省略	
		（組織）
第3条		<u>地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）</u> 第14条の規定に基づき、 <u>水道事業の管理者（以下「管理者」という。）</u> の権限に属する事務を処理させるため、都市基盤部を置く。
2		法第7条ただし書及び <u>地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）</u> 第8条の2の規定に基づき、 <u>水道事業</u> に管理者を置かないものとする。
		（重要な資産の取得及び処分）
第4条		法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない <u>水道事業</u> の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価額）が2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。
		（議会の同意を要する賠償責任の免除）
第5条		法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第4項の規定により <u>水道事業</u> の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第7条 上下水道事業の業務に関し法第40条第2項の規定に基づき条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価額が30万円以上のもの及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が50万円以上のものとする。

(業務状況説明書類の提出)

第8条 管理者の権限を行う者は、上下水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに市長に提出しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに提出する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに提出する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

(1) 省略

(2) 省略

(3) 前2号に掲げるもののほか、上下水道事業の経営状況を明らかにするため必要と認める事項

3 省略

別表 (第3条関係)

省略

○島田市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例 (第2条関係)

島田市上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)第38条第4項の規定に基づき、上下水道事業職員(島田市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例(昭和41年島田市条例第27号)第4条第1項に規定する都市基盤部に勤務する企業職員をいう。以下同じ。)の給与の種類及び基準を定めるものとする。

(給与の種類)

第2条 上下水道事業職員で常時勤務を要するもの、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの及び同法第22条の2第1項に規定するもの(以下「職員」という。)の給与の種類は、給料及び手当とする。

2 省略

3 省略

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第6条 水道事業の業務に関し法第40条第2項の規定に基づき条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価額が30万円以上のもの及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が50万円以上のものとする。

(業務状況説明書類の提出)

第7条 管理者の権限を行う者は、水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに市長に提出しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに提出する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに提出する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

(1) 省略

(2) 省略

(3) 前2号に掲げるもののほか、水道事業の経営状況を明らかにするため必要と認める事項

3 省略

別表 (第2条関係)

省略

○島田市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例 (第2条関係)

島田市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)第38条第4項の規定に基づき、水道事業職員(島田市水道事業の設置等に関する条例(昭和41年島田市条例第27号)第3条第1項に規定する都市基盤部に勤務する企業職員をいう。以下同じ。)の給与の種類及び基準を定めるものとする。

(給与の種類)

第2条 水道事業職員で常時勤務を要するもの、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの及び同法第22条の2第1項に規定するもの(以下「職員」という。)の給与の種類は、給料及び手当とする。

2 省略

3 省略

(期末手当)

第13条 期末手当は、6月1日及び12月1日に在職する職員に対し、それぞれの者の在職期間に応じ、かつ、水道事業又は公共下水道事業の経営状況を考慮して支給する。

(勤勉手当)

第14条 勤勉手当は、職員に対し、その勤務成績に応じ、かつ、水道事業又は公共下水道事業の経営状況を考慮して支給する。

(非常勤職員等の給与)

第22条 上下水道事業職員で職員以外のものについては、職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で給与を支給する。

(期末手当)

第13条 期末手当は、6月1日及び12月1日に在職する職員に対し、それぞれの者の在職期間に応じ、かつ、水道事業の経営状況を考慮して支給する。

(勤勉手当)

第14条 勤勉手当は、職員に対し、その勤務成績に応じ、かつ、水道事業の経営状況を考慮して支給する。

(非常勤職員等の給与)

第22条 水道事業職員で職員以外のものについては、職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で給与を支給する。

議案第80号 参 考

新 旧 条 文

例規名 島田市病院事業の設置等に関する条例

新 条 文

(名称及び位置)

第2条 病院の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
<u>島田市立総合医療センター</u>	島田市野田1200番地の5

(経営の基本)

第4条 省略

2 省略

3 診療科目は、内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、腎臓内科、神経内科、糖尿病・内分泌内科、心療内科、漢方内科、緩和ケア内科、外科（消化器・乳腺）、呼吸器外科、脳神経外科、整形外科、形成外科、精神科、血液内科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線診断科、放射線治療科、病理診断科、臨床検査科、救急科、麻酔科及び歯科口腔外科とする。

4 省略

(組織)

第5条 法第14条の規定に基づき、管理者の権限に属する事務を処理させるため、島田市立総合医療センターを置く。

(使用料及び手数料)

第6条 島田市立総合医療センターにおいて徴収する使用料及び手数料の額は、次に掲げるとおりとする。

(1)

イ 省略

(3)

2 省略

3 前2項に掲げるもののほか、島田市立総合医療センターにおいて徴収する使用料及び手数料の種類及び額は、別表のとおりとする。

別表（第6条関係）

区分	細目	単位	金額
省略			
診断書	<u>一般診断書（島田市立総合医療センターの様</u>	1通につき	1,630円

対 照 表

旧 条 文

(名称及び位置)

第2条 病院の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
市立島田市民病院	島田市野田1200番地の5

(経営の基本)

第4条 省略

2 省略

3 診療科目は、内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、腎臓内科、神経内科、糖尿病・内分泌内科、心療内科、漢方内科、緩和ケア内科、外科（消化器・乳腺）、呼吸器外科、脳神経外科、整形外科、形成外科、精神科、血液内科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科、病理診断科、臨床検査科、救急科、麻酔科及び歯科口腔外科とする。

4 省略

(組織)

第5条 法第14条の規定に基づき、管理者の権限に属する事務を処理させるため、市立島田市民病院を置く。

(使用料及び手数料)

第6条 市立島田市民病院において徴収する使用料及び手数料の額は、次に掲げるとおりとする。

(1)

） 省略

(3)

2 省略

3 前2項に掲げるもののほか、市立島田市民病院において徴収する使用料及び手数料の種類及び額は、別表のとおりとする。

別表（第6条関係）

区分	細目	単位	金額
省略			
診断書	一般診断書（ <u>市立島田市民病院</u> の様式による	1通につき	1,630円

文 書 料		式によるもの 治療経過に関する診断書 特定疾患診断書その他これに類するもの		
	省略			
	証明書	省略		
		一般証明書（ <u>島田市立総合医療センター</u> の様式によるもの） 入院（通院）証明書（生命保険に係るものを除く。） 妊娠（出生、死産）証明書その他これに類するもの 医療費に係る証明書で複雑なもの	1 通につき	1,630円
	省略			
	省略			
	省略			

備考 省略

○附則第2項関係（島田市職員の定年等に関する条例）
（定年）

第3条 職員の定年は、年齢60年とする。ただし、島田市立総合医療センターにおい

文 書 料		もの) 治療経過に関する診断書 特定疾患診断書その他 これに類するもの		
	省略			
	証明書	省略		
		一般証明書（ <u>市立島田 市民病院</u> の様式による もの） 入院（通院）証明書 （生命保険に係るもの を除く。） 妊娠（出生、死産）証 明書その他これに類す るもの 医療費に係る証明書で 複雑なもの	1 通につき	1,630円
	省略			
	省略			
	省略			

備考 省略

○附則第2項関係（島田市職員の定年等に関する条例）
（定年）

第3条 職員の定年は、年齢60年とする。ただし、市立島田市民病院において医療業

て医療業務に従事する医師及び歯科医師の定年は、年齢65年とする。

○附則第2項関係（島田市休日急患診療所条例）

（名称及び位置）

第2条 診療所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
島田市休日急患診療所	島田市野田1200番地の5（ <u>島田市立総合医療センター</u> 内）

○附則第2項関係（島田市病院事業管理者の給与に関する条例）

（特殊勤務手当）

第5条 省略

2 診療手当は、診察、治療等の業務に従事したときに支給するものとし、その額は、これらの業務に従事した日の属する月1月につき次に掲げる額を合計した額以内の額とする。

(1) 省略

(2) 診療手当を支給すべき月の前々月中における入院収益及び外来収益の合計額から材料費、経費及び研究研修費の額を控除した額に100分の2を乗じて得た額を島田市立総合医療センターに常時勤務する医師及び歯科医師の数で除して得た額

3 省略

○附則第2項関係（島田市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例）

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第38条第4項の規定に基づき、病院事業職員（島田市病院事業の設置等に関する条例（平成17年島田市条例第169号）第5条に規定する島田市立総合医療センターに勤務する企業職員をいう。以下同じ。）の給与の種類及び基準を定めるものとする。

○附則第3項関係（島田市医学生修学資金貸与条例）

（目的）

第1条 この条例は、医学を専攻する者で将来島田市立総合医療センター（以下「センター」という。）において医師として勤務しようとするものに対し、島田市医学生修学資金（以下「修学資金」という。）を貸与することにより、センターにおける医師の確保を図り、もって地域医療の充実に資することを目的とする。

（修学資金の貸与）

第2条 病院事業の管理者（以下「管理者」という。）は、予算の範囲内で、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者の申請により、その者に修学資金を貸与することができる。

(1) 省略

(2) 医師免許取得後、直ちにセンターにおいて医師法（昭和23年法律第201号）第

務に従事する医師及び歯科医師の定年は、年齢65年とする。

○附則第2項関係（島田市休日急患診療所条例）

（名称及び位置）

第2条 診療所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
島田市休日急患診療所	島田市野田1200番地の5（ <u>市立島田市民病院</u> 内）

○附則第2項関係（島田市病院事業管理者の給与に関する条例）

（特殊勤務手当）

第5条 省略

2 診療手当は、診察、治療等の業務に従事したときに支給するものとし、その額は、これらの業務に従事した日の属する月1月につき次に掲げる額を合計した額以内の額とする。

(1) 省略

(2) 診療手当を支給すべき月の前々月中における入院収益及び外来収益の合計額から材料費、経費及び研究研修費の額を控除した額に100分の2を乗じて得た額を市立島田市民病院に常時勤務する医師及び歯科医師の数で除して得た額

3 省略

○附則第2項関係（島田市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例）

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第38条第4項の規定に基づき、病院事業職員（島田市病院事業の設置等に関する条例（平成17年島田市条例第169号）第5条に規定する市立島田市民病院に勤務する企業職員をいう。以下同じ。）の給与の種類及び基準を定めるものとする。

○附則第3項関係（島田市医学生修学資金貸与条例）

（目的）

第1条 この条例は、医学を専攻する者で将来市立島田市民病院（以下「市民病院」という。）において医師として勤務しようとするものに対し、島田市医学生修学資金（以下「修学資金」という。）を貸与することにより、市民病院における医師の確保を図り、もって地域医療の充実に資することを目的とする。

（修学資金の貸与）

第2条 病院事業の管理者（以下「管理者」という。）は、予算の範囲内で、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者の申請により、その者に修学資金を貸与することができる。

(1) 省略

(2) 医師免許取得後、直ちに市民病院において医師法（昭和23年法律第201号）第

16条の2第1項に規定する臨床研修（以下「臨床研修」という。）を行い、引き続き医師（常時勤務を要する者に限る。以下同じ。）としてセンターに勤務する意思を有していること。

(3) 省略

（返還の債務の免除）

第8条 管理者は、修学資金の貸与を受けていた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、修学資金の返還の債務の全部を免除するものとする。

(1) 大学を卒業した日から起算して2年（第2条第1号イの医師国家受験資格認定を受けた場合は外国の医学校を卒業した日から起算して3年（同号イの医師国家試験予備試験受験資格認定を受けた場合は4年））以内に医師免許を取得し、その後直ちにセンター（管理者が別に定めるやむを得ない事由によりセンターにおいて臨床研修を行うことができない場合にあっては、センター以外の病院）で臨床研修を行った後、引き続きセンターの医師として勤務した場合において、当該臨床研修を開始した日以降の勤務した期間（センター以外の病院で臨床研修を行った場合にあっては、センターの医師として勤務した期間。以下「勤務期間」という。）が貸与を受けた期間（貸与を受けた期間が4年以内のときは、管理者が別に定める期間）に達したとき。

(2) 省略

2 管理者は、修学資金の貸与を受けていた者が管理者が別に定めるやむを得ない事由に該当し、その事由がやんだ後センターの医師として勤務した場合において、その勤務した通算の月数が貸与を受けた期間（貸与を受けた期間が4年以内のときは、管理者が別に定める期間）の月数に達したときは、修学資金の返還の債務の全部を免除することができる。

3 省略

4 省略

○附則第4項関係（島田市看護師等修学資金貸与条例）

（目的）

第1条 この条例は、看護師又は助産師（以下「看護師等」という。）を養成する学校又は養成所に在学する者で将来島田市立総合医療センター（以下「センター」という。）において看護師等として勤務しようとするものに対し、島田市看護師等修学資金（以下「修学資金」という。）を貸与することにより、センターにおける看護師等の確保を図り、もって地域医療の充実に資することを目的とする。

（修学資金の貸与）

第2条 病院事業の管理者（以下「管理者」という。）は、予算の範囲内で、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者の申請により、その者に修学資金を貸与することができる。

(1) 省略

(2) 看護師等の免許取得後、直ちに看護師等（常時勤務を要する者に限る。以下同

16条の2第1項に規定する臨床研修（以下「臨床研修」という。）を行い、引き続き医師（常時勤務を要する者に限る。以下同じ。）として市民病院に勤務する意思を有していること。

(3) 省略

（返還の債務の免除）

第8条 管理者は、修学資金の貸与を受けていた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、修学資金の返還の債務の全部を免除するものとする。

(1) 大学を卒業した日から起算して2年（第2条第1号イの医師国家受験資格認定を受けた場合は外国の医学校を卒業した日から起算して3年（同号イの医師国家試験予備試験受験資格認定を受けた場合は4年））以内に医師免許を取得し、その後直ちに市民病院（管理者が別に定めるやむを得ない事由により市民病院において臨床研修を行うことができない場合にあっては、市民病院以外の病院）で臨床研修を行った後、引き続き市民病院の医師として勤務した場合において、当該臨床研修を開始した日以降の勤務した期間（市民病院以外の病院で臨床研修を行った場合にあっては、市民病院の医師として勤務した期間。以下「勤務期間」という。）が貸与を受けた期間（貸与を受けた期間が4年以内のときは、管理者が別に定める期間）に達したとき。

(2) 省略

2 管理者は、修学資金の貸与を受けていた者が管理者が別に定めるやむを得ない事由に該当し、その事由がやんだ後市民病院の医師として勤務した場合において、その勤務した通算の月数が貸与を受けた期間（貸与を受けた期間が4年以内のときは、管理者が別に定める期間）の月数に達したときは、修学資金の返還の債務の全部を免除することができる。

3 省略

4 省略

○附則第4項関係（島田市看護師等修学資金貸与条例）

（目的）

第1条 この条例は、看護師又は助産師（以下「看護師等」という。）を養成する学校又は養成所に在学する者で将来市立島田市民病院（以下「市民病院」という。）において看護師等として勤務しようとするものに対し、島田市看護師等修学資金（以下「修学資金」という。）を貸与することにより、市民病院における看護師等の確保を図り、もって地域医療の充実に資することを目的とする。

（修学資金の貸与）

第2条 病院事業の管理者（以下「管理者」という。）は、予算の範囲内で、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者の申請により、その者に修学資金を貸与することができる。

(1) 省略

(2) 看護師等の免許取得後、直ちに看護師等（常時勤務を要する者に限る。以下同

じ。)としてセンターに勤務する意思を有していること。

(3) 省略

(返還の債務の免除)

第8条 管理者は、修学資金の貸与を受けていた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、修学資金の返還の債務の全部を免除するものとする。

(1) 養成施設を卒業した日から起算して1年以内に看護師等の免許を取得し、その後直ちにセンターの看護師等として勤務した期間（以下「勤務期間」という。）が修学資金の貸与を受けた期間（月額10万円の貸与を受けた場合は、当該10万円の貸与を受けた期間に2を乗じて得た期間とする。）に達したとき。

(2) 省略

2 省略

○附則第5項関係（市立島田市民病院看護師の助産師免許の取得に対する修学資金貸与条例）

島田市立総合医療センター看護師の助産師免許の取得に対する修学資金貸与条例

(目的)

第1条 この条例は、島田市立総合医療センター（以下「センター」という。）において看護師として勤務している者で助産師免許を取得しようとするものに対し、島田市立総合医療センター看護師の助産師免許の取得に対する修学資金（以下「修学資金」という。）を貸与することにより、センターにおける助産師の確保を図り、もって地域医療の充実に資することを目的とする。

(修学資金の貸与)

第2条 病院事業の管理者（以下「管理者」という。）は、予算の範囲内で、センターの看護師（常時勤務を要する者に限る。以下同じ。）であって次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものの申請により、その者に修学資金を貸与することができる。

(1) 省略

(2) 助産師免許取得後、直ちに助産師としてセンターに勤務する意思を有していること。

(返還の債務の免除)

第8条 管理者は、修学資金の貸与を受けていた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、修学資金の返還の債務の全部を免除するものとする。

(1) 助産師養成施設を卒業した日から起算して1年以内に助産師免許を取得し、その後直ちにセンターの助産師として勤務した期間（規則で定めるやむを得ない事由により助産師として勤務することができない場合にあつては、看護師として勤務した期間を含む。以下「勤務期間」という。）が2年（貸与を受けた修学資金の総額が100万円を超える場合にあつては、規則で定める期間）に達したとき。

じ。)として市民病院に勤務する意思を有していること。

(3) 省略

(返還の債務の免除)

第8条 管理者は、修学資金の貸与を受けていた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、修学資金の返還の債務の全部を免除するものとする。

(1) 養成施設を卒業した日から起算して1年以内に看護師等の免許を取得し、その後直ちに市民病院の看護師等として勤務した期間（以下「勤務期間」という。）が修学資金の貸与を受けた期間（月額10万円の貸与を受けた場合は、当該10万円の貸与を受けた期間に2を乗じて得た期間とする。）に達したとき。

(2) 省略

2 省略

○附則第5項関係（市立島田市民病院看護師の助産師免許の取得に対する修学資金貸与条例）

市立島田市民病院看護師の助産師免許の取得に対する修学資金貸与条例

(目的)

第1条 この条例は、市立島田市民病院（以下「市民病院」という。）において看護師として勤務している者で助産師免許を取得しようとするものに対し、市立島田市民病院看護師の助産師免許の取得に対する修学資金（以下「修学資金」という。）を貸与することにより、市民病院における助産師の確保を図り、もって地域医療の充実に資することを目的とする。

(修学資金の貸与)

第2条 病院事業の管理者（以下「管理者」という。）は、予算の範囲内で、市民病院の看護師（常時勤務を要する者に限る。以下同じ。）であって次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものの申請により、その者に修学資金を貸与することができる。

(1) 省略

(2) 助産師免許取得後、直ちに助産師として市民病院に勤務する意思を有していること。

(返還の債務の免除)

第8条 管理者は、修学資金の貸与を受けていた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、修学資金の返還の債務の全部を免除するものとする。

(1) 助産師養成施設を卒業した日から起算して1年以内に助産師免許を取得し、その後直ちに市民病院の助産師として勤務した期間（規則で定めるやむを得ない事由により助産師として勤務することができない場合にあっては、看護師として勤務した期間を含む。以下「勤務期間」という。）が2年（貸与を受けた修学資金の総額が100万円を超える場合にあっては、規則で定める期間）に達したとき。

(2) 省略

2 省略

3 省略

(2) 省略

2 省略

3 省略

議案第81号 参 考

指定管理者に指定しようとする団体の概要及び評価票 (島田市こども館)

1 指定管理者に指定しようとする団体の概要

- (1) 名称 東海ビル管理株式会社
 - (2) 代表者 代表取締役 高橋 一博
 - (3) 所在地 浜松市東区和田町708番地の1
 - (4) 設立年月日 昭和53年9月1日
 - (5) 業務内容
 - ア ビルディング、その他建造物の清掃管理業務
 - イ ビルディング、その他建造物の設備（空調設備、給排水設備、電気設備、冷暖房設備、消防設備、衛生設備）の施工、保全、保守、管理業務
 - ウ エレベーター、守衛、夜警、電話交換、受付、駐車場、ベッドメイク、管理業務
 - エ 硝子清掃等高架作業
 - オ ビルディング及び工場に於ける法的規制を受ける大気汚染防止法令、水質汚濁防止法令等による各種測定業務
 - カ ビルディングに於ける法的規制を受ける建築物環境衛生管理基準、事務所衛生管理基準による測定及び検査業務
 - キ ビルディングの備品、機械並びに器具消耗品の販売
 - ク 室内装飾業
 - ケ 喫茶店及び食堂の経営
 - コ タバコ小売業
 - サ 一般廃棄物及び産業廃棄物処理業
 - シ 焼却炉の販売、施工及び修理
 - ス 電気工事、管工事、消防施設工事、電気通信工事、塗装工事の請負、施工
 - セ 旅館、ホテル、その他宿泊施設の経営
 - ソ 酒類、各種飲料、食料品及び菓子類の販売
 - タ ファミリーサポートセンター事業
 - チ 一時託児預かり事業
 - ツ 子育て支援に関する事業
 - テ 指定管理事業
 - ト 植栽管理業務
 - ナ 労働者派遣事業
 - ニ アからナまでに付帯する一切の業務
- ※(5)は、登記簿の記録内容を元に構成した。
- (6) 役員 5人（うち代表取締役1人、取締役3人、監査役1人）

2 島田市指定管理者候補者選定委員会における評価票

施設の名称	島田市こども館	応募団体数	2団体
	団体の名称	特定非営利活動法人ク ロスメディアしまだ	東海ビル管理株式会社
評価項目	評価内容	平均評価点数	
1 事業計画の内容	施設の管理を完遂できる事業計画か。	3.00	3.40
	施設の設置目的を十分に果たす計画か。		
	事業計画及びスケジュールに無理はないか。		
	職員配置、職員数及び採用計画は妥当か。		
	施設の利用を公平に行う配慮がなされているか。		
2 施設の管理運営	利用者の意見を管理運営に反映できるか。また、利用者の利便性の向上に配慮されているか。	3.17	3.23
	施設の設置目的及び機能を理解しているか。		
	柔軟なサービス提供の取組が期待できるか。		
	緊急時の対応が図られているか。		
	個人情報保護の措置が図られているか。		
3 収支計画	収支予算の内容は適切であるか。	2.80	3.20
	経費の圧縮が図られているか。		
	安定的な収入を得るための計画か。		
	他の施設運営においての実績が、収支計画に影響を及ぼさないか。		
	市の歳出の軽減が図れるか。		
4 団体の能力及び適格性	指定管理者制度の趣旨を理解しているか。	3.14	3.49
	管理を行うのに十分な管理組織となっているか。		
	特定の政治団体、宗教等を偏重していないか。		
	最近の活動内容に評価する点はあるか。		
	施設の運営に対する意欲があるか。		
5 施設の特異性に着目した項目	児童の安全を確保できる体制ができているか。	3.31	3.40
	児童福祉の向上を図るため、施設を最大限に活用し、積極的に自主事業の開催ができるか。		
	年間、月間、週間の各行事について、工夫と配慮がみられるか。		
	指定管理者が行う業務を効果的に行い、各業務の利用者満足の向上が期待できるか。		
	中心市街地交流拠点施設としての事業を展開しているか。		
総合評価点数		15.42	16.72

備考

1 選定の方法は、次のとおりとする。

- (1) 評価は、原則として、評価内容ごとに、「5優れている、4やや優れている、3普通、2やや劣っている、1劣っている」の5段階で行う。ただし、施設の設置目的により、配点を加減することができる。
 - (2) 評価項目ごとに、各評価内容の評価点数を加算し、評価内容数で除した点数(小数点以下2けた未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た点数)を平均評価点数とし、その合計を総合評価点数とする。
 - (3) 総合評価点数の最も高いものを指定管理者の候補者として選定するものとする。ただし、各評価項目の平均評価点数に3点未満の点数がある場合は、指定管理者の候補者の選定対象としない。
- 2 「3 収支計画」の評価内容のうち「他の施設運営においての実績が収支計画に影響を及ぼさないか。」及び「4 団体の能力及び適格性」のうち「最近の活動内容に評価する点はあるか。」については、該当事項がない場合は、評価内容から除く。
- 3 「5 施設の特異性に着目した項目」の評価内容は、委員会の会議において決定する。

議案第82号 参 考

指定管理者に指定しようとする団体の概要及び評価票 (島田市川根介護予防拠点施設)

1 指定管理者に指定しようとする団体の概要

(1) 名称 社会福祉法人島田市社会福祉協議会

(2) 代表者 会長 山城 厚生

(3) 所在地 島田市大津通2番の1

(4) 設立年月日 平成17年5月17日

(5) 業務内容

ア 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施

イ 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助

ウ 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成

エ アからウのほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

オ 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡

カ 共同募金事業への協力

キ 福祉サービス利用援助事業

ク 老人居宅介護等事業の経営

ケ 老人デイサービスセンターの経営

コ 特定相談支援事業の経営

サ 障害福祉サービス事業の経営

シ 移動支援事業の経営

ス 法人後見事業

セ 総合相談事業

ソ 資金貸付事業

タ 居宅介護支援事業の経営

チ 訪問入浴サービス事業の経営

ツ 自立相談支援事業

テ 家計改善支援事業

ト 生活支援体制整備事業

ナ 地域包括支援センターの経営

ニ 島田市生きがい活動支援通所事業の経営

ヌ 成年後見制度支援体制構築事業の経営

ネ 島田市川根介護予防拠点施設の経営

ノ その他この法人の目的達成のため必要な事業

※(5)は、登記簿の記録内容を元に構成した。

(6) 役員 13人(うち理事11人、監事2人)

2 島田市指定管理者候補者選定委員会における評価票

施設の名称	島田市川根介護予防拠点施設	応募団体数	1団体
	団体の名称	社会福祉法人島田市社会福祉協議会	
評価項目	評価内容	平均評価点数	
1 事業計画の内容	施設の管理を完遂できる事業計画か。	3.03	
	施設の設置目的を十分に果たす計画か。		
	事業計画及びスケジュールに無理はないか。		
	職員配置、職員数及び採用計画は妥当か。		
	施設の利用を公平に行う配慮がなされているか。		
2 施設の管理運営	利用者の意見を管理運営に反映できるか。また、利用者の利便性の向上に配慮されているか。	3.20	
	施設の設置目的及び機能を理解しているか。		
	柔軟なサービス提供の取組が期待できるか。		
	緊急時の対応が図られているか。		
	個人情報保護の措置が図られているか。		
3 収支計画	収支予算の内容は適切であるか。	3.03	
	経費の圧縮が図られているか。		
	安定的な収入を得るための計画か。		
	他の施設運営においての実績が収支計画に影響を及ぼさないか。		
	市の歳出の軽減が図れるか。		
4 団体の能力及び適格性	指定管理者制度の趣旨を理解しているか。	3.30	
	管理を行うのに十分な管理組織となっているか。		
	特定の政治団体、宗教等を偏重してないか。		
	最近の活動内容に評価する点はあるか。		
	施設の運営に対する意欲があるか。		
5 施設の特異性に着目した項目	川根地区全体の介護予防を図るため、積極的な介護予防事業が実施されるか。	3.00	
	高齢者の介護予防に資する自主事業が実施されるか。		
	効果的な施設の活用が図られるか。		
総合評価点数		15.56	

備考

- 選定の方法は、次のとおりとする。
 - 評価は、原則として、評価内容ごとに、「5優れている、4やや優れている、3普通、2やや劣っている、1劣っている」の5段階で行う。ただし、施設の設置目的により、配点を加減することができる。
 - 評価項目ごとに、各評価内容の評価点数を加算し、評価内容数で除した点数(小数点以下2けた未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た点数)を平均評価点数とし、その合計を総合評価点数とする。
 - 総合評価点数の最も高いものを指定管理者の候補者として選定するものとする。ただし、各評価項目の平均評価点数に3点未満の点数がある場合は、指定管理者の候補者の選定対象としない。
- 「3 収支計画」の評価内容のうち「他の施設運営においての実績が収支計画に影響を及ぼさないか。」及び「4 団体の能力及び適格性」のうち「最近の活動内容に評価する点はあるか。」については、該当事項がない場合は、評価内容から除く。
- 「5 施設の特異性に着目した項目」の評価内容は、委員会の会議において決定する。

議案第83号 参 考

指定管理者に指定しようとする団体の概要及び評価票 (しまだ音楽広場)

1 指定管理者に指定しようとする団体の概要

- (1) 名称 株式会社まちづくり島田
 - (2) 代表者 代表取締役 清水 克俊
 - (3) 所在地 島田市本通五丁目2番の2
 - (4) 設立年月日 平成11年10月1日
 - (5) 業務内容
 - ア 不動産の売買、交換、賃貸借及び仲介並びに所有、管理及び利用に関する業務
 - イ 島田市内の都市開発に関する企画、調査、設計コンサルタント業務
 - ウ 販売促進に関する情報、資料の収集、企画及び販売
 - エ 駐車場、会議場、コミュニティホール等の企画、調査、設計、運営
 - オ 地場産品の販売及び飲食店の経営
 - カ 共同店舗、集合店舗等の商業施設の企画、建設、運営
 - キ 地域産業に関する商品の企画立案及び製造販売の斡旋
 - ク 損害保険の代理業及び生命保険の募集に関する業務
 - ケ 情報関連事業に関する企画、調査及び運営
 - コ 地域活動に関する情報の収集及び提供に関する業務
 - サ 地域における文化活動の推進に関する業務
 - シ 緑化思想の普及及び緑化の推進に関する業務
 - ス ばらのまちづくりの推進に関する業務
 - セ 健康の増進及びスポーツの普及に関する業務
 - ソ 文化施設、体育施設、公園施設その他の施設の管理運営の受託に関する業務
 - タ 島田市が行う文化催事等の受託及び協力に関する業務
 - チ 公の施設内における物品販売
 - ツ アからチまでに附帯する一切の業務
- ※(5)は、登記簿の記録内容を元に構成した。
- (6) 役員 7人(うち代表取締役1人、取締役4人、監査役2人)

2 島田市指定管理者候補者選定委員会における評価票

施設の名称	しまだ音楽広場	応募団体数	1団体
		団体の名称	株式会社まちづくり島田
評価項目	評価内容	平均評価点数	
1 事業計画の内容	施設の管理を完遂できる事業計画か。	3.23	
	施設の設置目的を十分に果たす計画か。		
	事業計画及びスケジュールに無理はないか。		
	職員配置、職員数及び採用計画は妥当か。		
	施設の利用を公平に行う配慮がなされているか。		
2 施設の管理運営	利用者の意見を管理運営に反映できるか。また、利用者の利便性の向上に配慮されているか。	3.29	
	施設の設置目的及び機能を理解しているか。		
	柔軟なサービス提供の取組が期待できるか。		
	緊急時の対応が図られているか。		
	個人情報保護の措置が図られているか。		
3 収支計画	収支予算の内容は適切であるか。	3.17	
	経費の圧縮が図られているか。		
	安定的な収入を得るための計画か。		
	他の施設運営においての実績が収支計画に影響を及ぼさないか。		
	市の歳出の軽減が図れるか。		
4 団体の能力及び適格性	指定管理者制度の趣旨を理解しているか。	3.51	
	管理を行うのに十分な管理組織となっているか。		
	特定の政治団体、宗教等を偏重してないか。		
	最近の活動内容に評価する点はあるか。		
	施設の運営に対する意欲があるか。		
5 施設の特異性に着目した項目	文化活動を推進する場としての運営が可能か。	3.29	
	中心市街地におけるふれあいと賑わいのある地域社会の形成に寄与できるか。		
	施設を最大限に活用し、積極的に自主事業の開催ができるか。		
	指定管理者が行う業務を効果的に行い、各業務の利用者満足の向上が期待できるか。		
	総合評価点数	16.49	

備考

1 選定の方法は、次のとおりとする。

- (1) 評価は、原則として、評価内容ごとに、「5優れている、4やや優れている、3普通、2やや劣っている、1劣っている」の5段階で行う。ただし、施設の設置目的により、配点を加減することができる。
 - (2) 評価項目ごとに、各評価内容の評価点数を加算し、評価内容数で除した点数(小数点以下2けた未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た点数)を平均評価点数とし、その合計を総合評価点数とする。
 - (3) 総合評価点数の最も高いものを指定管理者の候補者として選定するものとする。ただし、各評価項目の平均評価点数に3点未満の点数がある場合は、指定管理者の候補者の選定対象としない。
- 2 「3 収支計画」の評価内容のうち「他の施設運営においての実績が収支計画に影響を及ぼさないか。」及び「4 団体の能力及び適格性」のうち「最近の活動内容に評価する点はあるか。」については、該当事項がない場合は、評価内容から除く。
- 3 「5 施設の特異性に着目した項目」の評価内容は、委員会の会議において決定する。